

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

九度山町長 岡本 章

市町村名 (市町村コード)	九度山町 (30343)	
地域名 (地域内農業集落名)	入郷・慈尊院 (入郷・慈尊院)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月29日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域では、農家の高齢化、担い手(後継者)不足が非常に深刻で、これに対する対策が喫緊の課題である。また、近年においては、病虫害や異常気象のため、収穫量や販売収益の見通しが立ちにくい状況になってきている。加えて、有害鳥獣による農作物の被害や農地荒廃化の進行(これに伴う周辺農地への病害の影響)にも、頭が悩まされる。急傾斜や不便のために荒れていく農地と、平地で便のいいために耕作が継続される農地の二極化が進行している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は柿を中心とした農業が盛んな地域であり、農業生産活動を継続するためにも、引き続き中山間直接支払交付金を活用する。また、農地荒廃化の対策として、地域の連携の元に、農作業の共同化を実践することが望まれる。これにより、各農家の負担が減り地域全体の農作業効率化が見込まれる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	184 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	184 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や認定新規就農者を中心とした担い手への農地集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借は、原則として農地中間管理機構を通じて行うこととする。
(3)基盤整備事業への取組方針
特になし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町や農業委員会、JAと連携し、地域内外から多様な経営体の確保に努める。また、新規就農者や規模拡大を考えている農業者等に対して、農地の斡旋を行う、営農相談に応じるなどの、定着に向けた支援に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
シルバー人材センターを活用し、農作業を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--